

# 松島町 子ども・子育て支援事業計画

(案)

概 要 版

平成 26 年 10 月

松島町

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景 -これまでの国の施策など- P1

国の少子化対策の本格化への対策としてエンゼルプラン、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法などを推進している。

## 2 計画策定の趣旨 P2

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行予定。本計画は関連3法を受け、松島町において、子ども・子育て支援の質・量の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるために策定するものである。

## 3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 P3

平成27年度から始まる制度においては、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施する。

### (1) 子ども・子育て支援給付 (3つの給付)

種類	対象事業
(ア)施設型給付*	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付*	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	—

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法19条)

### (2) 保育の必要性の認定区分

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法19条)

(3) 地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）

	事業名
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

(子ども・子育て支援法第59条)

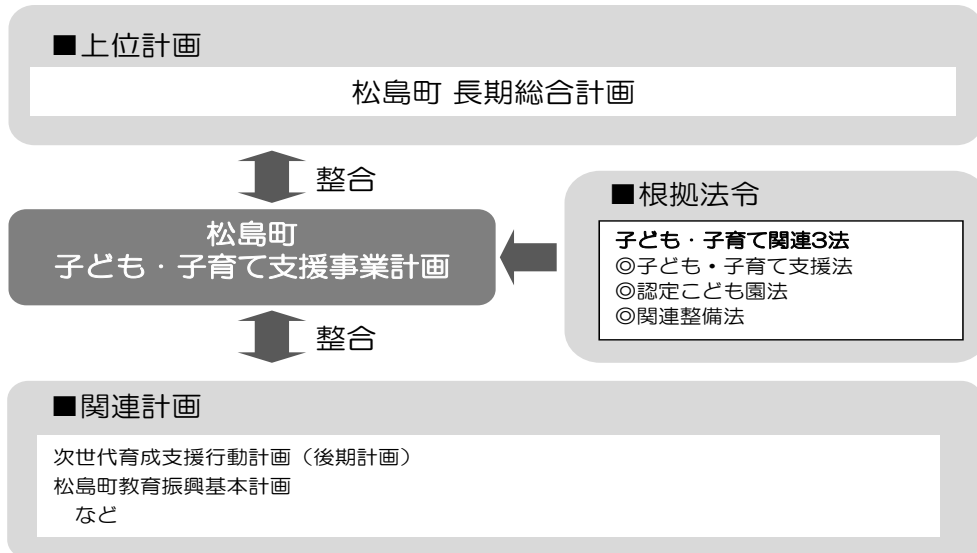
(4) 制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童 健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)			

## 4 計画の位置づけと計画期間 P6

### (1) 根拠となる法令、関連計画との関係

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたもの。



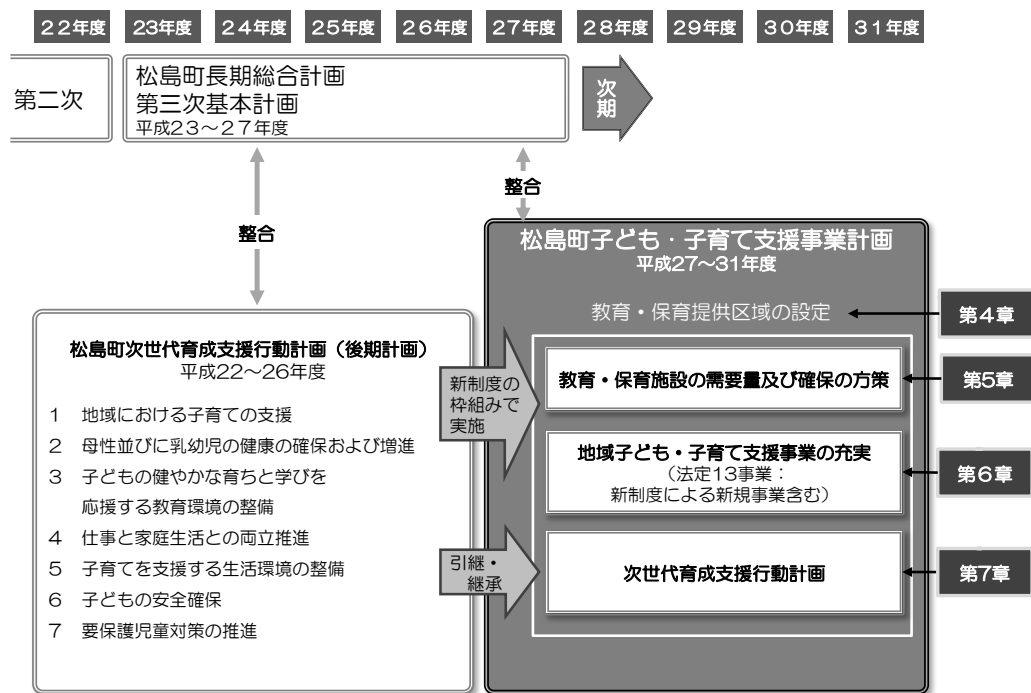
### (2) 「次世代育成支援行動計画 後期計画」との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から26年度までの10年間の時限法として成立し、その後、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長する次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われた。

一方、新たに制定された子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更された。

松島町においては、「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」は当初の予定通り平成26年度末をもって終了するが、当該計画にて定められた事業・施策は基本的に本計画で継承していく。

具体的には「子ども・子育て支援新制度」にかかる法定事業、及び「松島町長期総合計画」や関連計画に扱いのない事業については本計画に内包し、施策・方針を継続していく。



### (3) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	H32～
本計画	→					
次期計画					見直し・策定	→

## 5 計画の策定体制 P9

### (1) 松島町子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条により「松島町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進による協議を実施している。

### (2) 就学前児童及び小学生アンケートの実施

アンケート結果は資料編に掲載

## 第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 基本方針 P10

#### 基本方針1：保育の量的拡大・確保

就学前の子どもの保育ニーズに応えられるよう、保育の量的拡大・確保を図る。

#### 基本方針2：地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学18歳未満までの子どもに対し、切れ目ない支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整える。

#### 基本方針3：質の高い教育・保育の提供と、子育て環境の整備

次世代育成支援行動計画を継承し、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備し、併せて地域ぐるみの子育て支援など、さまざまな支援環境の整備を行う。

### 2 基本理念 P11

#### 基本施策

「ひとりひとりの親子を大切に支えるまちづくり」

「子どもがすこやかに育つことができるまちづくり」

#### 基本目標

「育もう！ すこやか笑顔あふれる松島の子」

次世代育成支援行動計画で基本目標として掲げた上記の理念は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備する」「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援する」と合致するものであり、松島町の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これからも変えることのない大切な理念として次世代育成の理念を継承していくこととする。

地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ。

すこやかで笑顔あふれる子どもを、松島のみんなで育てる。

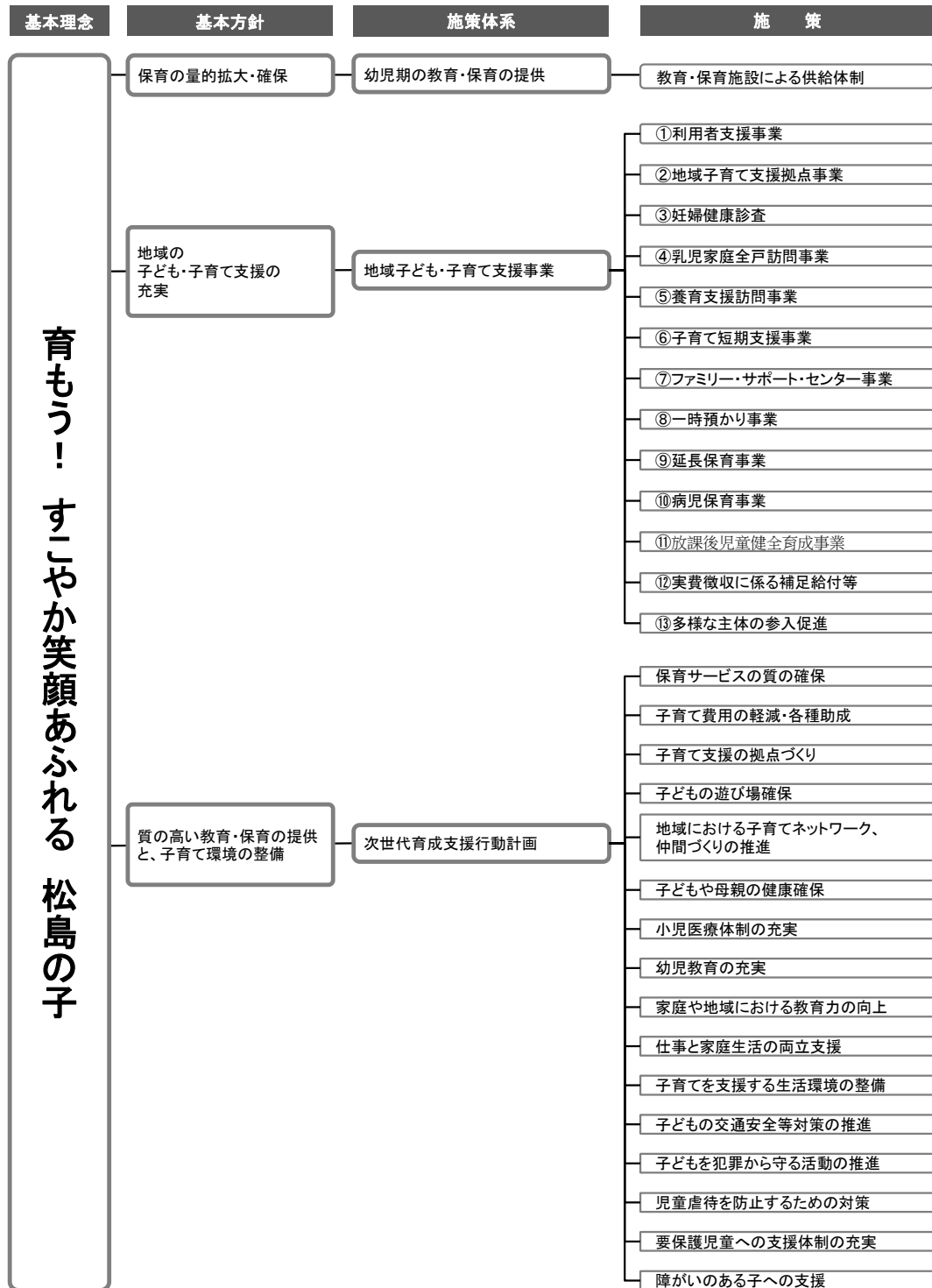
その考え方を基本理念として表す。

## 基本理念

育もう！  
すこやか笑顔あふれる松島の子

### 3 施策の体系 P13

基本方針、基本理念、および「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」を踏まえた、本計画の施策の体系を表す。





## 第3章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境

---

### 1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等 P14

松島町の現状をグラフ化し記載する。

- (1) 総人口・年齢構成・人口の推移
- (2) 世帯の状況
- (3) 自然動態・社会動態・出生の状況
- (4) 婚姻・離婚の状況
- (5) 就労の状況
- (6) 子どもの人数

### 2 教育・保育施設の状況 P25

幼稚園、保育所の過去実績を記載する。

- (1) 幼稚園の利用状況
- (2) 保育所の利用状況

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況 P27

地域子ども・子育て支援事業で松島町で行われてきた事業を記載する。

- (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- (2) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- (4) 養育支援訪問事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) 延長保育事業（延長・特別延長保育）
- (7) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級）

### 4 松島町の子ども・子育て支援の課題 P31

- ① 潜在ニーズ、0歳児等乳児期の保育への対応
- ② 母親の就労と、今後増すことが考えられる町への期待
- ③ 就労内容などによる「平日・定期・標準」以上の保育需要
- ④ 親族の存在は大きい、高齢化・核家族化も進む
- ⑤ 教育と保育、一体的提供への要望
- ⑥ 地域社会による子育て支援

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の定義 P34

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件等社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定する。

### 2 教育・保育提供区域の設定 P35

松島町では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のように一区域と設定する。

#### ■教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定(3歳以上・教育のみ)	町内全域	町域が広大ではないこと、現在の施設数・配置状況、教育・保育では需要に応えられていることなどから、細かい区域に分けず町内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。ただし、今後の施設・事業の整備にあたっては、地区ごとの状況や需要の変動を踏まえて実施していくこととする。
2号認定(3歳以上・保育あり)	町内全域	
3号認定(0～2歳・保育あり)	町内全域	

## ■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援に関する事業(新)	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性から町内全域で対応する。
②地域子育て支援拠点事業	町内全域	居住区によらない利用実態もあることから、町内全域で対応する。
③妊婦健康診査	町内全域	健診は県内の指定医療機関で受診可能で、区域を設定して行う事業ではないため町内全域で対応する。
④乳児家庭全戸訪問	町内全域	訪問型の事業であるため町内全域で対応する。
⑤養育支援訪問事業	町内全域	相談支援は地区によらず町域全体に実施しているものである。
⑥子育て短期支援事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから町内全域で検討していく。
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であること。実施の場合は町域全体での会員登録・利用調整が想定されるため、町内全域で検討していく。
⑧一時預かり事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であることから、今後需要の伸びがみられた場合も町内全域での対応を検討する。

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
⑨延長保育事業	町内全域	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せないこと。現在各保育所で実施していることから、保育同等の町内全域域で対応する。
⑩病児保育事業	町内全域	今後の検討にあたり、区域を特定した需給計画にはなじまないことから町内全域での対応を検討する。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	町内全域	現在は各小学校で実施しており、今後の拡充・調整も全域を対象に行うことが想定されるため、町内全域で対応する。

#### ■提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

## 第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

### 1 「量の見込み」と「確保の方策」について P38

計画案中、「①量の見込み」は計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量。「②町計画数(確保の方策)」はその需要に対して提供を確保する計画数を示す。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

市町村ごとの検討

### 2 量の見込みと確保の方策 P40

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用を含む）」と、「量の見込み」に対応する教育・保育施設による提供体制及び実施時期を定める。

#### 【量の見込み】

教育・保育の量の見込みは、各年度の児童数見込みに基づき、国の統一方式を用いて算出しましたが、その結果が過去の実績と比較して乖離する場合は実際の利用状況等を勘案して算出しました。

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		263			146	69
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	120人		70人	30人
			10人	110人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	105人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲35人	▲10人		0人	0人

		平成28年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		253			145	67
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	110人		70人	30人
			10人	100人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲10人	0人		0人	0人

		平成29年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		248			141	66
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成30年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		233			138	65
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成31年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		230			136	63
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

### 3 教育・保育の一体的提供推進（認定こども園について） P43

少子化に伴う行事運営の困難さや、施設の老朽化、特別支援をはじめとする個別対応の必要性など、幼児期の教育・保育環境をめぐる課題を踏まえ、今後の松島町における教育・保育の一体的提供についての要素を検討する。

#### ●保護者ニーズの多様化

ニーズ調査において幼児期の教育を希望する層の存在が認められた。

両方のニーズに応えてほしいという保護者からの要望が強くなってきていると思われる。

#### ●幼稚園・保育所連携型施設利用者アンケートの結果

平成23年3月実施アンケートの回答は以下となっている。（抜粋）

- ・幼児教育と一緒に受けられるため、子どもにとって良い  
14人 26.9%
- ・異年齢とのふれあいができ、思いやりが育つ  
16人 37.8%
- ・同じ小学校に就学する準備ができ、友達が増えて良い  
33人 63.5%

場所について

- ・このまま小学校併設がよい 46人 88.5%
- ・別の場所にしてほしい 1人 1.9%
- ・その他 5人 9.6%

「小学校併設でよいが今の場所では狭すぎる」

「0歳から入所できる環境にしてほしい」

#### ●今後の課題

新制度では、「認定こども園」の普及が促されているが、保護者ニーズの多様化に対応する側面もあると思われる。

松島町においても、教育・保育見込み算定時に見られたニーズの傾向や、独自に実施している試みへの評価などについて考慮していく必要がある。

本計画年度中の、既存施設の認定子ども園への移行は現状予定されていないが、幼稚園と保育所がすべて町立であるメリットを活かし、職員の合同研修や小・中学校との連携等への取り組み等を進めるとともに、実施中の4・5歳合同保育から引き続き問題点や利用者の要望等の把握に努めて「教育・保育の一体的提供推進」の検討を継続していく。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと計画数 P46

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等による計画数（確保の内容）及び実施時期を定める。

#### ① 利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### ② 地域子育て支援拠点事業

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
量の見込み	6,347 人回	6,258 人回	6,111 人回	5,992 人回	5,874 人回
町計画数 (確保の方策)	6,300 人回	6,300 人回	6,300 人回	6,300 人回	6,300 人回
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(人日:年間延べ)

#### ③ 妊婦健診事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	71 人	69 人	67 人	66 人	65 人
町計画数 (確保の方策)	71 人	69 人	67 人	66 人	65 人

(人=年間利用人数)

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	69 人	67 人	66 人	65 人	63 人
町計画数 (確保の方策)	69 人	67 人	66 人	65 人	63 人

(人=年間延べ人数)



⑤ 養育支援訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	26 人	26 人	26 人	25 人	24 人
町計画数 (確保の方策)	26 人	26 人	26 人	25 人	24 人

(人=年間延べ人数)

⑥ 子育て短期支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (確保の方策)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(人日=年間延べ)

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業): 就学児対象

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の見込み (高学年)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (確保の方策)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(人日=年間延べ)

⑧ 一時預かり事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (幼稚園在園 児対象の一時 預かり)	170 人日	180 人日	185 人日	185 人日	185 人日
町計画数 (確保の方策)	170 人日	180 人日	185 人日	185 人日	185 人日

■幼稚園以外での預かり保育

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
町計画数 (保育所)	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
町計画数 (子育て援助活動支援事業)	-	-	-	-	-

(人日=年間延べ)

⑨ 延長保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人
町計画数 (確保の方策)	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人

(人日=年間延べ 以下同)

⑩ 病児保育事業(病児・病後児保育)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (病児保育事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (病児・緊急対応強化事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(人日=年間延べ)

**⑪ 放課後児童健全育成事業**

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
町計画数 (低学年)	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
量の見込み (高学年)	0人	0人	0人	0人	0人
町計画数 (高学年)	0人	0人	0人	0人	0人
実施か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
放課後子ども 総合プラン	「放課後子供教室」との連携による実施を検討				

(人:登録人数)

**⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

新制度による、平成 27 年度からの新規事業で、世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する。

**⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

新制度による、平成 27 年度からの新規事業で、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

## 第7章 次世代育成支援行動計画

---

「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」にて定められた事業・施策は本計画で下記のとおり継承・実施していく。

- ・ **保育サービスの質の確保 P61**
  - 配置職員の充実
  - 職員の資質の向上
- ・ **子育て費用の軽減・各種助成 P61**
  - 乳幼児医療費助成（通院・入院）の充実
  - 多子世帯の保育料等の軽減
  - 予防接種助成継続
  - 妊婦健診受診助成
- ・ **子育て支援の拠点づくり P61**
  - 子育て拠点施設の整備
- ・ **子どもの遊び場確保 P62**
  - 屋外遊び場の整備
- ・ **地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進 P62**
  - 子育て情報の発信推進
  - 親子の交流促進
  - 住民参加の子育て支援活動の推進
- ・ **子どもや母親の健康確保 P62**
  - メンタルヘルス対策の充実
  - 健康診査等の充実
  - 個別相談の充実
- ・ **小児医療体制の充実 P63**
  - 小児科医療体制の充実
- ・ **健やかな体の育成 P63**
  - 子どもの体力増進
- ・ **幼児教育の充実 P63**
  - 幼小連携の推進
  - 多様な体験活動の推進

- ・ **家庭や地域における教育力の向上 P63**  
 家庭教育への支援の充実  
 学校、幼稚園、保育所等における子育て家庭への支援
- ・ **仕事と家庭生活の両立支援 P64**  
 ワークライフバランスの考え方の普及  
 働き方の見直しについての意識啓発  
 男女協働参画意識の啓発
- ・ **子育てを支援する生活環境の整備 P64**  
 住宅の情報提供  
 通学路等の安全を確保
- ・ **子どもの交通安全等対策の推進 P64**  
 交通安全対策の推進  
 防災対策の推進
- ・ **子どもを犯罪から守る活動の推進 P64**  
 防犯意識の普及啓発  
 地域の防犯体制の充実
- ・ **児童虐待を防止するための対策 P65**  
 相談体制の強化・充実  
 情報の周知
- ・ **要保護児童への支援体制の充実 P65**  
 要保護児童への支援体制の充実  
 関係機関との連携
- ・ **障がいのある子への支援 P65**  
 日中一時支援事業の充実  
 保育所、幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実  
 早期発見、個別支援の充実  
 情報提供の充実  
 仲間づくり支援

## 第8章 計画の推進体制

---

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動・事業等と一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進める。

### 1 関係機関等との連携 P66

庁内の体制

町民・機関との協働

国・県との連携

### 2 計画の達成状況の点検・評価 P67

子ども・子育て会議の運営

計画の公表、意見の反映

### 3 子ども・子育てに果たす役割 P67

(1) 町（行政）の役割

サービスの提供・支援／利用者・家庭への相談支援／関係諸機関との連携

(2) 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有する

(3) 学校の役割

就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の提供／

地域や家庭と連携しながらの子どもの成長支援

(4) 地域の役割

地域の子どもたちの見守り／子どもの虐待等を早期に発見する目配り

## 資料編 P68～

---

子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

松島町子ども・子育て会議条例

松島町子ども子育て会議 委員名簿

用語解説